

# 令和5年11月森町議会臨時会会議録

1 招集日時 令和5年11月29日(水) 午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 令和5年11月29日(水) 午前9時30分

4 応招議員

1番議員	増田 恭子	2番議員	清水 健一
3番議員	佐藤 明孝	4番議員	平川 勇
5番議員	川岸 和花子	6番議員	岡戸 章夫
7番議員	加藤 久幸	8番議員	中根 信一郎
9番議員	吉筋 恵治	10番議員	中根 幸男
11番議員	西田 彰	12番議員	亀澤 進

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	太田 康雄	副町長	村松 弘
教育長	野口 和英	総務課長	平田 章浩
防災監	小澤 幸廣	企画財政課長	佐藤 嘉彦
税務課長	鳥居 孝文	住民生活課長	鈴木 知寿

福祉課長	小澤貴代美	健康こども課長	朝比奈礼子
産業課長	長野了	建設課長	岡本教夫
上下水道課長	鈴木孝佳	会計課長	古川敏勝
学校教育課長	塩澤由記弥	社会教育課長	三澤由紀子
病院事務局長	朝比奈直之		

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 内藤豊久 議会書記 尾上久美子

10 会議に付した事件

- 議案第71号 森町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第72号 森町特別職の職員で常勤のもの給料等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第73号 森町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第74号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第75号 令和5年度森町一般会計補正予算（第8号）
- 議案第76号 令和5年度森町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

< 議事の経過 >

議長 | (吉筋恵治君)出席議員が定足数に達しておりますので、  
| ただ今から、令和5年11月森町議会臨時会を開会します。  
| これから、本日の会議を開きます。  
| 発言するとき、発言が終了したときにマイクボタンを押すよう  
| お願いします。

ここで、お諮りします。

森町議会会議規則第51条に「会議において発言しようとする者は、起立して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めなければならない」とあります。

本臨時会は、新型コロナウイルス感染症対策を継続するため、着座のまま挙手をして「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う者多数 )

議長

( 吉筋恵治君 ) 「異議なし」と認めます。

したがって、発言するときは着座のまま挙手をして「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めることにしました。

それでは、日程に入ります。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、森町議会会議規則第127条の規定によって、12番亀澤進君及び1番増田恭子君を指名します。

日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う者多数 )

議長

( 吉筋恵治君 ) 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日1日限りに決定しました。

ここで、鈴木上下水道課長から発言を求められていますので、これを許します。

鈴木上下水道課長。

上下水道  
課長

( 鈴木孝佳君 ) 上下水道課長です。

10月27日の10月臨時会において、中根信一郎議員及び西田議員からのご質問につきまして、答弁の一部に誤りがございましたの

で、訂正をさせていただきます。

まず、中根信一郎議員の「森町飲料水供給施設補助金交付要綱の変更時期はいつか。」の問いにつきまして、令和4年10月と答弁いたしましたが、正しくは令和4年9月26日施行であります。

また、西田議員の「仮復旧はいつごろしたのか。」の問いにつきまして、昨年9月22日から23日に発生した台風15号により水源が被災したと答弁いたしましたが、正しくは昨年9月23日から24日に発生した台風15号であります。

また、23日に地元からの断水の連絡があったと答弁いたしましたが、正しくは24日に地元から断水の連絡があったであります。

お詫び申し上げて、訂正いたします。以上です。

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 日程第3、議案第71号「森町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第6、議案第74号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」まで議案4件を一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

( 職 員 朗 読 )

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町 長

( 太 田 康 雄 君 ) ただ今一括して上程されました、議案第71号「森町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」から、議案第74号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」までの4議案について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、民間給与との較差等に基づき、給料月額、期末手当、勤勉手当を引き上げる令和5年人事院勧告を受けた国の動向を踏まえ、改正するものでございます。

はじめに、議案第71号「森町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」の改正内容で

ございますが、本条例の期末手当の支給月数について、本年度12月期については、現行1.65月分を改正後は1.75月分とし、0.1月分の引き上げを行うとともに、令和6年度以降の支給月数を6月期においては1.65月分を1.7月分、12月期においては1.75月分を1.7月分に改正するものであります。

次に、議案第72号「森町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第73号「森町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」の改正内容でございますが、本条例の期末手当の支給月数について、本年度12月期については、現行2.2月分を改正後は2.3月分とし、0.1月分の引き上げを行うとともに、令和6年度以降の支給月数を6月期においては2.2月分を2.25月分、12月期においては2.3月分を2.25月分に改正するものであります。

最後に、議案第74号の「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の改正内容でございますが、本条例第1条につきましては、期末手当の支給月数を、本年度12月期の現行1.2月分を改正後は1.25月分とし、0.05月分の引き上げ、勤勉手当の支給月数を、本年度12月期の現行1.00月分を改正後は1.05月分とし、0.05月分の引き上げを行うものであります。

次に、別表第1及び別表第2につきましては、民間給与との較差を考慮し、月例給を引き上げた国の俸給表の改正に合わせて、それぞれの給料表について引き上げを行うものであります。

次に、本条例第2条につきましては、令和6年度以降における期末手当の支給月数を6月期においては1.2月分を1.225月分、12月期においては1.25月分を1.225月分に、勤勉手当の支給月数を6月期においては1.0月分を1.025月分、12月期においては1.05月分を1.025月分に改正するものであります。

また、一般職の職員の期末手当・勤勉手当の支給月数の改正に併せ、定年前再任用短時間勤務職員の支給月数を改正するもので

あります。

更に、国において、在宅勤務等を中心とした働き方をする職員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当が新設されたことから、本町においても、在宅勤務等手当を新設するものであります。

なお、本条例は公布の日から施行し、第2条は令和6年4月1日から施行するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) これから、議案4件の質疑を行います。  
質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員

( 川 岸 和 花 子 君 ) 5番、川岸です。

今回は人事院勧告に伴う国の方針で期末手当等の変更があったということですが、参考にお聞きしたいのが、私が知りたいのをお願いしたいんですが、一般職員の方の行政職、医療職、それぞれの対象になる人数を教えてください。

あと、新設された在宅勤務というものは、月に平均10日を超えての在宅勤務ということですが、森町においてはそういうお仕事が今まで対象にされていたことがあるのか。どういうものを想定して決まっているのか教えてください。

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 平田総務課長。

総務課長

( 平 田 章 浩 君 ) 総務課長です。

川岸議員の質問にお答えをさせていただきます。

人勧における一般職の改正の対象職員ですけれども、役場におきましては、169人全ての職員が対象となっております。

それから二点目の在宅勤務手当でございますけれども、10日を超えて勤務をした場合、月当たり3,000円支給するというところで、今回の改正でございます。森町におきましては、今まで在宅勤務

ということについては、コロナ禍におきましてお試しという形で実施はさせていただいておりますけども、それにつきましては1日勤務であったりということで、月で連続しまして10日以上在宅で勤務をしているというような状況にはございません。

今回の改正につきましては、人勧に基づいて国に合わせて改正をさせていただいておりますけども、今後、森町においてどのような業務を在宅勤務で業務をしていくのかというようなことにつきましても、いまだ検討をしていない状況ですので、森町においては、先に条例を改正をさせていただいて、実際の中身については、今後検討していくというような状況でございます。以上です。

議長  
5番議員

( 吉筋恵治君 ) 5番、川岸和花子君。  
( 川岸和花子君 ) わかりました。

そして、時間外手当というものですけれども、印象としては、森町の職員の方は少ない人数で非常にいろんなことをしていると思っているんですが、この時間外で働いておられるというのは、想定よりも増えているんじゃないかなと心配しているところですけども、その点はいかがでしょうか。

議長  
総務課長

( 吉筋恵治君 ) 平田総務課長。  
( 平田章浩君 ) 総務課長です。

川岸議員の再質問にお答えをさせていただきます。

具体的な中身につきましては、本日、一般会計の補正予算が出ていますので、そちらでまた質問していただければと思いますけども、今年度につきましても災害等がありまして、当初想定した以上に時間外の勤務が発生をしているのが現状でございます。以上です。

議長  
11番議員

( 吉筋恵治君 ) 他に質疑はありませんか。  
11番、西田彰君。

( 西田彰君 ) 人勧の勧告ということではありますが、私、今まで議員とか特別職は、特別の経済状況、社会状況がなければ反対をしてまいりましたが、今回ほど物価高騰、また大きい負担

が国民全体にかかっているということは看過できないということで賛成はするつもりでおりますが、一点お聞きしたいのは、一般職の中で会計年度任用職員の方は、今回のこの改定では対象になっているのか、なっていないのか。その辺をまずお聞きします。

議 長  
総務課長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 平田総務課長。

( 平 田 章 浩 君 ) 総務課長です。

西田議員の質問にお答えをさせていただきます。

会計年度任用職員につきましては、条例においてここには出ていないものですから、条例について改正をするということはございません。

具体的には国から出ました最低賃金がございますので、最低賃金の実施に合わせて、最低賃金以下の職員については11月から見直しをさせていただいております。それ以外の職員につきましても、来年4月に改正を予定をして、賃金につきましては来年4月に改正をする予定をしております。以上です。

議 長  
11番議員

( 吉 筋 恵 治 君 ) 11番、西田彰君。

( 西 田 彰 君 ) 私が見る限り、会計年度任用職員の場合、同じように仕事をされていると思います。そういった中で、条例にないから国の最低賃金の引き上げに伴ってということで、時間がいくら上がったかということ、ほんの少しですよ。70円でしたか、80円ぐらいだと思いますけども。非常にその辺何か差がありすぎるなど思っているんですけども、町としてこの職員に対する特別に上乘せをするとか、そういうことは考えられないのでしょうか。

議 長  
総務課長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 平田総務課長。

( 平 田 章 浩 君 ) 総務課長です。

西田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

会計年度任用職員さんにつきましては、業務を一生懸命やっております。ただ、今回において特別に賃金を上げるというようなことについては、実施をする予定はございません。



議 長  
11番議員

( 吉 筋 恵 治 君 ) 11番、西田彰君。

( 西 田 彰 君 ) 全く町独自として、人勧ということではなくて、町独自であげるといふこともしないといふことなんですね。

それと、もう一点答弁いただければありがたいんですけど、今本当に大変になっているのが、一人親方とか、一人、二人を使っている中小零細企業。森町の中でも多くの中小企業の方、零細企業という人たちも厳しい状況にあって、倒産もかなり出ています。そういったところへの支援というのが、なかなか目に見えて進まないわけですね。

いつも私、職員の人たちの給料を引き上げるのは賛成の中で、それが地域の経済に回っていけばいいなということで賛成をしているわけですが、その辺もしお答えできるなら、零細企業の皆さんに対する支援というのは、どのように担当課などでは考えているのか。その辺もしお答えできればお願いしたいと思います。

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 西田議員に申し上げます。

今、提出されている条例との内容とは、若干かけ離れているかなど。この条例の内容についての質疑に出来る限り絞っていただきたいと思います。当局側で答えられるようでしたら、お答えいただければと思いますがいかがでしょうか。必要なければあれですけど。

条例内容とはかけ離れていますので、この質問に関しては却下します。

平田総務課長。

総務課長

( 平 田 章 浩 君 ) 総務課長です。

西田議員の会計年度に関する質問について、お答えをさせていただきます。

今回の人事院勧告に伴う一般職の給与につきましては、民間給与との格差の解消ということで3,869円、これは平均すると月額上がっているということでございます。先ほどの最低賃金につき

ましては、時給で70円上がっておりますので、1日7時間働けば490円、20日間働ければ1万円弱、9,800円になりますので、最低賃金のアップにつきましては、私達の一般職の平均のアップ額よりは大きいものがございます。以上です。

議長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 他に質疑はありませんか。

6 番、岡戸章夫君。

6 番議員

( 岡 戸 章 夫 君 ) 6 番、岡戸です。

人事院勧告で、大元の人事勧告の内容、骨格案を見ますと、人材の確保への対応、それから組織パフォーマンスの向上、働き方やライフスタイルの多様化への対応ということで、大きな三つの骨格にわかれています。その一つの答えというかアウトプットとして、今回の条例のように給与の見直しがされていると思います。そういう流れかなと理解しておるんですけども、それぞれの町へ実際にどのような勧告、通知がきているというのは、私ではちょっとわからないので、先ほど申し上げたこの骨格としてなされている三つの勧告に対しての町の対応というのは、どのように考えておられるのか。答えられればお願いします。

議長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 平田総務課長。

総務課長

( 平 田 章 浩 君 ) 総務課長です。

岡戸議員の質問にお答えをさせていただきます。

人事院による勧告は国に対する勧告でございます。民間給与との格差について、国に勧告をしているものであって、森町とか町に勧告をしているものではございません。

町としましては、国に勧告をされて、国の動向を見まして、それに準じて改正を行っているというものでございます。以上です。

議長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 6 番、岡戸章夫君。

6 番議員

( 岡 戸 章 夫 君 ) そのことは理解はしていますが、市町村へ通知が来る場合は、あくまでもそういった給与ベースの勧告、通知が来るのか。先ほど私の方で三つ骨格があるということをお話しましたけれども、そういったものも含めて自治体に下りてくる

のか。ちょっとそこら辺がわからなかったのでお伺いしたんですけども。

議長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 平田総務課長。

総務課長

( 平 田 章 浩 君 ) 総務課長です。

岡戸議員の再質問にお答えをさせていただきます。

通知につきましては、人事院の総裁から衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣にそれぞれ通知をされております。その写しが入手できるということで、私達はそれを確認をしているということです。先ほども答弁しましたけども、決して町に勧告を出しているといったものではございません。人事院が国に勧告をして、国の動きを見て、私達はそれに準ずる形で条例の改正を挙げさせていただいているというものでございます。以上です。

議長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 他に質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 「質疑なし」と認めます。

これから議案第71号「森町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

( 発言する者なし )

議長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 「討論なし」と認めます。

これから議案第71号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 起 立 全 員 )

議長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 起立全員です。

したがって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

議案第72号「森町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

議 長 ( 発言する者なし )  
( 吉 筋 恵 治 君 ) 「討論なし」と認めます。  
これから議案第72号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

議 長 ( 起 立 全 員 )  
( 吉 筋 恵 治 君 ) 起立全員です。  
したがって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。  
議案第73号「森町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。  
討論はありませんか。

議 長 ( 発言する者なし )  
( 吉 筋 恵 治 君 ) 「討論なし」と認めます。  
これから議案第73号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

議 長 ( 起 立 全 員 )  
( 吉 筋 恵 治 君 ) 起立全員です。  
したがって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。  
議案第74号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。  
討論はありませんか。

議 長 ( 発言する者なし )  
( 吉 筋 恵 治 君 ) 「討論なし」と認めます。  
これから議案第74号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

議 長 ( 起 立 全 員 )  
( 吉 筋 恵 治 君 ) 起立全員です。  
したがって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第75号「令和5年度森町一般会計補正予算（第8号）」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

議長 （吉筋恵治君）本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町長 （太田康雄君）ただ今上程されました、議案第75号「令和5年度森町一般会計補正予算（第8号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ29,143千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,354,723千円とするものであります。

それでは以下、事項別明細書により補正の概要を歳出から申し上げます。

7ページから24ページの各科目に計上いたしました職員給与費は、本年4月の人事異動に伴う年間見込額と現予算額との過不足による調整及び本年8月の人事院勧告に基づく給料、手当の改正等に対応するための補正に加え、本年6月の豪雨による災害対応や、マイナンバーカードの交付、イベントや行事の復活及び会計検査院会計実地検査への対応業務等々の本年度の特殊事情により、職員手当に含まれる時間外手当の予算に不足が見込まれるため追加をお願いするものと、職員共済組合等負担金の調整でございます。

また、7・8ページに計上いたしました議員期末手当につきましても、人事院勧告に基づく改正に伴う補正でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

5・6ページ、15款2項1目、総務費国庫補助金860千円につきましては、個人番号カード交付事務費補助金で、マイナンバーカードの交付に関する事務費に対する国の補助金でございます。

20款1項1目、繰越金28,283千円につきましては、歳出に対す

る財源調整としての計上でございます。

以上が、令和5年度森町一般会計補正予算（第8号）の概要でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長

（吉筋恵治君）これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、川岸和花子君。

5番議員

（川岸和花子君）5番、川岸です。

先ほどの条例から考えると、金額が増えているんだろうなと思っていると、そうでもない課があるというのは、先ほどの4月の予算での調整というところだと思います。多分時間外手当というところが増えているところが、金額が大きくなっていると想像します。例えば13・14ページの農林水産業費の農業費の農業総務費が7,492万円、その下の商工費が8,292千円という増えているところの理由。その前の11・12ページ、3款民生費の社会福祉費、国民健康保険費の8,459千円というちょっと大きなところが、時間外手当のところなのかということ。それと、どういう内容であったのかというところをお尋ねします。

議長  
産業課長

（吉筋恵治君）長野産業課長。

（長野了君）産業課長です。

川岸議員のご質問にお答えします。

予算書説明書の13・14ページ、農林水産業費の農業総務費及び7款商工費1目商工総務費の職員給与費の増の理由に係るご質問でございます。

まず、農業総務費でございます。職員給与費といたしまして、一般職給料、職員諸手当、職員共済組合等負担金がございます。それぞれ増となって、補正をお願いしているところでございます。

まず一般職給料につきましては、まずもって人員の増でございます。当初予算については、令和4年度の人員を元に当初予算を組みます。実際に令和5年の人事の発表があって、それに従って業務をこなしているわけでございますが、ここの農業総務費につ

いては、農政係と管理職2人の分の7名分の予算で当初予算をとっておりますが、それが1名増えて8名分ということで、まず一般職の給料の増でございます。

職員諸手当についてでございます。これにつきましては、川岸議員からご発言があったように、主に時間外手当の増となっております。時間外手当の増については、理由といたしまして、ご案内のように昨年度からの災害復旧事業に対する対応、あと6月2日台風2号の災害に対する現地調査なりさまざまな業務の増。台風被害によって、それこそ農業用水を急遽ポンプで確保すると言った業務が必要になり、その運転管理業務。また、4月当初に農林課の会計検査の受検があったということも、その増の理由でございます。また、農振計画の変更の業務等々、例年にない業務が多くなっておりまして、時間外手当の増が反映されています。なお、手当の中には、それこそ住居手当とか通勤手当とかといったものもございます。要は人事異動によって、その職員が住む住居が賃貸住宅であったり、また通勤が少し長いところであったり、また、ここについては人員が増している分、そういった手当についても増になっているというところでございます。

次に、商工総務費でございます。一般職給料についても、これについても先ほどの説明同様に、商工観光係の人員になっております。6名から7名ということで、1名増の分の一般職給料の増でございます。

次に、職員諸手当についてでございます。これについても、主に時間外手当の増ということでございます。内容といたしますと、ここについても、台風2号関連の豪雨被災対応が増えた。また、江東区民まつりをはじめ、土・日・祝日のイベント出展参加、臨時観光案内所の開設等が増したということでございます。また、今年度の事業である祭典動画の撮影及び大河ドラマ「どうする家康」関連の広域イベントの増ということでございます。中身によっては代休対応も努力しているところでございますが、当然その

イベントの準備等で平日に休めるかということ、休めないということもあり、時間外の増となっております。

参考までに令和4年度の自主事業や広域事業、観光協会の関連事業でのイベント数が、令和4年度は25でございましたけれども、令和5年度は年間の今後の予定も含めて、約42程度はイベントがございますので、それに対する対応ということでございます。年間52週でございますので、そのうちの土日対応が多いということでございますので、そのうちの42回はそういった形で対応するというので、令和4年度のイベントの回数とすると、1.7倍ということでございます。

あとは職員共済組合等負担金については、給与によって負担金等も増えますので、その増ということでございます。以上です。

( 吉 筋 恵 治 君 ) 鈴木住民生活課長。

( 鈴 木 知 寿 君 ) 住民生活課長です。

ただ今のご質問でございますけれども、11・12ページ、3款1項3目の国民健康保険費ということで、補正額が8,459千円ということで、こちらの高額になっている理由はと言ったような川岸議員からのご質問だったと思います。

こちらにつきましては、職員給与費ということで、令和5年4月1日の人事異動に伴いまして、当初は5名と言ったところでございましたけれども、6名になったということで1名分増えているその関係の給料、それから諸手当等が増額になったということでございます。

具体的には、住民係で去年は補佐がいなくて係長のみという形だったんですけれども、5年4月から補佐兼係長が異動になってきたということで、補佐に対する管理職手当。それから職員、会計年度が1名いらっしゃったんですけれども、そちらの分の正規職員が1名増えたということで、正規職員のそういったところの各種の手当等といったところが増えたということが原因で、この金額という形になっております。以上です。

議 長  
住民生活  
課 長



議 長  
5 番議員

( 吉 筋 恵 治 君 ) 5 番、川岸和花子君。

( 川岸和花子 君 ) ありがとうございます。

今、災害の対応とか、土日のイベントが増えた等のご説明があり、よくわかりました。また、人員が増えたということもわかりました。

ここの数字に出てこない、例えば時間外手当でここはすごく伸びたみたいな課があったら教えていただきたいなと思います。

議 長  
企画財政  
課 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 佐藤企画財政課長。

( 佐 藤 嘉 彦 君 ) 企画財政課長です。

ただ今の川岸議員の 2 回目のご質問にお答えをいたします。

金額が特に大きいものということでございますので、私の方で全体的なところで少しご説明を差し上げたいと思います。

まず、7・8 ページということで、2 款 1 項 1 目一般管理費ですが、こちらの職員給与費 3,373 千円ということでございます。一般職給料が減額になっておりますが、これは人事異動等に伴いまして職員が 2 名減になっているというところが大きな要因でございます。

それから職員諸手当 6,808 千円、この中には時間外が 850 万円ほど計上されているというところがございます。これにつきましては、主に防災課、総務課等にかかる時間外ということでございます。防災課につきましては、災害対応。総務課においては、機構改革に対する関連事務、それから職員の採用試験等も追加で実施をしているということから、必要となる時間外というものを計上をさせていただいております。

それから 2 款 2 項 1 目企画総務費の職員給与費ということでございます。これにつきましては、職員諸手当が 2,694 千円ということでございます。ここにつきましても、時間外が 200 万円ということで計上しております。

ここの企画総務費につきましては、企画財政課と定住課の一部給料ということで計上している費目でございます。企画財政課に

つきましては、機構改革に対する対応、引き継ぎのための業務整理と言ったことが特殊事情ということで上がってきております。また、国の補正予算への対応といったこともございます。それから定住推進課につきましては、移住相談というものがやはり土日を中心に行われるということもありまして、そういったところに対する業務が増加しているということもあって、時間外として補正計上をさせていただいたところでございます。

それから9・10ページ、3款1項1目社会福祉総務費ということで、こちらが職員給与費が6,105千円ということでございます。

まず一般職給料につきましては、こちらにつきましては異動、人の入れ替えということと、併せて人勧もそうですけども反映をさせていただいたと。

そして職員諸手当でございますが、こちらの中に時間外が541万円ということで計上してございます。理由につきましては、コロナの給付金であるとか、事業者支援対策に対する対応。それから、だいぶ困難ケースというものが増加をしているということで、生保の関係でございませうけども、そういったところもだいぶ困難ケース、困難事例というものを対応しておりますので、窓口である福祉課においてそれぞれ対応しているということから、時間外というものが増加をしている。また、介護保険におきましても、一定の事務において電算化というものが国から要請をされているということで、電算化事務の移行に伴う例規等の準備というものも、特殊事情ということで計上されているということでございます。

それから、3款2項1目児童福祉総務費ということで、健康子ども課の職員給与費ということでございます。

こちらにつきましては、職員給与費全体で4,130千円のうち、一般職給料につきましては、職員が1名増となっていることから増額の計上ということです。

そして、職員諸手当の中に時間外が127万円ということで計上

してございます。これにつきましては、一宮幼稚園、それから天方幼稚園の休園に伴う対応業務といったことで、特殊事情として時間外というものを計上をさせていただいているということでございます。

それから、4款1項1目保健衛生総務費、こちらも同じく健康こども課でございますが、職員給与費全体でマイナスの3,505千円ということでございます。

これにつきましては、主に一般職の給料というところが影響をしております。これにつきましては、職員が1名減ということになっておりますので、これに伴いまして一般職の給料、諸手当、共済組合の負担金等が減額になっているというところでございます。

それから、15・16ページでございます。8款土木費2項1目道路橋梁総務費ということで、建設課でございます。職員給与費全体で3,363千円ということになっております。

まず、一般職の給料につきましては、この増については人の入れ替えに伴う増ということでございます。

それから、職員諸手当1,665千円でございますけども、ここにつきましては、時間外が170万円ということで計上をしております。主な理由といたしましては、会計検査への対応、それから6月の豪雨、それから今年の台風に関する災害の工事に対する対応ということで計上してございます。

それから、17・18ページでございます。10款1項2目、教育委員会になりますけれども、学校教育課でございます。全体で3,788千円ということでございます。

これにつきましては、一般職の給料というものが増加をしているということでございます。これにつきましては、職員が1名増となっております。それと人の入れ替えということで、一般職の給料、それからそれに伴いまして職員諸手当、それから共済組合負担金も増ということで計上してございます。

それから、19・20ページに移りまして、同じく10款教育費4項幼稚園費1目幼稚園費ということで、健康こども課の幼稚園教諭の関係の職員給与費になりますけども、全体としてマイナスの14,360千円ということで計上させております。

まず、一般職の給料でございますが、これにつきましては、職員が2名減ということに伴う減額補正ということでございます。なお、職員諸手当において、時間外手当というものが計上されております。この時間外が100万円ということで計上されているところでありまして、ここにつきましては、支援を必要とする子どもさんが増加をしている。また、外国籍のお子さんも増加傾向にあるということで、そういった事例に対する対応。それから、幼稚園の休園に伴う残務処理といったことで、時間外が影響されてきているということでございます。共済組合の負担金の減につきましては、職員2名の減に伴う減ということでございます。

それから、10款6項1目社会教育総務費、社会教育課でございますが、こちらにつきましても減額でございます。5,022千円の減ということでございます。

ここにつきましては、まず一般職の給料でございますけども、職員が1名減ということでございますので、それに伴いまして職員諸手当、共済組合負担金等も減額ということでございますが、職員諸手当の中には時間外手当が60万ほど計上をされております。これにつきましては、さまざまな記念講演であるとか、展覧会等へのイベントへの対応であるとか、コロナの復活に伴いまして、各種の教室事業等もまた増加をしておりますので、そういったことへの対応ということで、増額計上をさせていただいているところでございます。

金額が比較的大きいところでの説明ということでさせていただきました。よろしくお願いをいたします。

議長  
10番議員

( 吉 筋 恵 治 君 ) 10番、中根幸男君。

( 中 根 幸 男 君 ) 一点質問させていただきます。

日本の平均年収は、30年間横ばいと言われております。2021年の世界の平均年収ランキングでは、日本は24位と下落しております。今回の人事院勧告を見ますと、初任給が33年ぶりに1万円超の増となったということはいいことだなという感想を持っております。

そこで質問ですけれども、今回の人件費の補正29,143千円の内訳として、人事院勧告分がいくらなのか。そして、異動分がいくらなのか。そして、時間外手当分がいくらなのか。この区分について、質問をさせていただきます。

議長  
総務課長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 平田総務課長。

( 平 田 章 浩 君 ) 総務課長です。

まず最初に、今回の人事院勧告による影響額でございますけれども、給与で830万余、期末手当で450万円弱、勤勉手当で330万余、合わせまして影響額が1,611万7,501円でございます。

それから時間外でございますけれども、時間外で総額2,671万円でございます。以上です。

10番議員

( 中 根 幸 男 君 ) 今、私が聞いたのは、人事院勧告分でいくらですよ、そして異動による過不足でいくらですと、その仕分けを欲しいなと思ったんですけど、3区分で出ますか。もし出していないようなら後ほどで結構ですが、今言いました人勧分、異動分、時間外という三つの区分で数字が出れば教えていただきたいと思っております。

議長  
総務課長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 平田総務課長。

( 平 田 章 浩 君 ) 総務課長です。

中根幸男議員の再質問にお答えをさせていただきます。

私が当初答弁したのが、まず人事院勧告による影響額が1,611万7,501円でございますということと、時間外につきまして2,671万円ほどでございますということでございます。単純に合計をさせていただきますと、今回の補正額を大きく上回る形になりますので、それについては、当初予算について、既存の職員ではなく今年の

職員をベースに5年度給与が作られていて、影響額については今年度の職員による影響額で算出もされておりますし、異動等々ありまして、時間外と影響額とその他を足すとプラスになるということにはなってはいます。

10番議員 ( 中根幸男君 ) そうしますと、今の差額分、減額が異動分ということになりますかね。

総務課長 ( 平田章浩君 ) 数字で言いますと、マイナスの1,368万4,000円が異動分というようなことになります。以上です。

議長 ( 吉筋恵治君 ) 10番、中根幸男君。

10番議員 ( 中根幸男君 ) もう一点だけ。国の給与水準を基準とした場合の、よく言う森町のラスパイレス指数が、現時点で最新の数値でいくつになっているのか。その辺を参考にお聞きします。

議長 ( 吉筋恵治君 ) 平田総務課長。

総務課長 ( 平田章浩君 ) 総務課長です。

中根幸男議員の再質問にお答えをさせていただきます。

ラスパイレス指数につきましては、令和5年度分につきましては正式な数値については来ておりませんので、森町で試算をした数字になりますけども、5年度分が95.80という数字でございます。以上です。

議長 ( 吉筋恵治君 ) 他に質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議長 ( 吉筋恵治君 ) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

( 発言する者なし )

議長 ( 吉筋恵治君 ) 「討論なし」と認めます。

これから議案第75号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 起立全員 )

議 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 起立全員です。  
したがって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。  
日程第8、議案第76号「令和5年度森町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。  
職員に議案を朗読させます。  
( 職 員 朗 読 )

議 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 本案について提案理由の説明を求めます。  
町長、太田康雄君。

町 長 ( 太 田 康 雄 君 ) ただ今上程されました、議案第76号「令和5年度森町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」について、提案理由の説明を申し上げます。  
本補正予算は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,868千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,043,998千円とするものであります。  
以下、事項別明細書により補正の内容を歳出から申し上げます。  
7・8ページ、1款1項1目、下水道総務管理費1,706千円、2項1目、下水道建設事業費1,162千円につきましては、本年4月の人事異動、人事院勧告及び時間外手当等の人件費の補正でございます。  
続きまして、歳入についてご説明申し上げます。  
5・6ページ、7款1項1目、繰越金2,868千円につきましては、歳出に対する財源調整としての計上でございます。  
以上が、令和5年度森町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の内容でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
5番、川岸和花子君。

5番議員 ( 川 岸 和 花 子 君 ) こちらの水道の事業も、それぞれに人事院勧告でいくらとか、異動でいくらとか、時間外手当でいくらと

いのがわかればお願いします。

議 長  
上下水道  
課 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 鈴木上下水道課長。

( 鈴 木 孝 佳 君 ) 上下水道課長です。

川岸議員のご質問についてお答えをいたします。

今回の補正の内訳につきましては、1款1項1目下水道総務管理費、2節給料500千円の補正につきましては、一般職給料、課長補佐と下水道管理係長の2名分の給料の増額となります。3節職員手当等789千円の増額の内訳につきましては、扶養手当34万2,000円の増額、住居手当30万円の減額、通勤手当9万2,000円の減額、時間外手当25万円の増額、管理職手当4,000円の減額、期末手当22万1,000円の増額、勤勉手当13万2,000円の増額、児童手当24万円の増額となります。4節共済費417千円の増額につきましては、職員2名分の職員共済組合負担金の増額分となります。

続きまして、1款2項1目下水道建設事業費の補正につきましては、給料等の補正はございません。3節職員手当等1,162千円の増額につきましては、扶養手当33万2,000円の増額、通勤手当5万9,000円の減額、時間外手当60万円の増額、期末手当7万2,000円の減額、勤勉手当10万4,000円の減額、児童手当46万5,000円の増額となります。

時間外手当以外は、人事院勧告及び人事異動による増減でございます。以上です。

議 長  
5 番 議 員

( 吉 筋 恵 治 君 ) 5 番、川岸和花子君。

( 川 岸 和 花 子 君 ) 今、時間外手当が60万と25万ということですけども、その時間外は災害対応だとは思いますが、その内容についてお伺いします。

議 長  
上下水道  
課 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 鈴木上下水道課長。

( 鈴 木 孝 佳 君 ) 上下水道課長です。

川岸議員の再質問について、お答えをいたします。

時間外手当、1款1目下水道総務管理費の25万円の増額につきましては、当初年間35時間の約10万円を見込んでおりましたが、



本年が下水道事業の地方公営企業法適用の取りまとめの最終年度となりますので、その業務に対する業務量の増加を考慮して、年間90時間の増額を見込み、25万円の補正予算を計上し、合計としまして年間125時間の35万円を補正予算として計上させていただくものでございます。

続きまして、1款2項1目下水道建設事業費の時間外手当の増額分につきましては、当初予算で職員2名分、年間約220時間の50万円を見込んでおりましたが、令和4年度繰り越し工事の処理に伴う業務量の増加及び令和5年度公共下水道実施区域、これは城下地内でありまして、公共マス設置に伴う確認の作業で、受益者が約200人ほどおりますけれども、その確認作業によりまして、受益者のご都合に合わせて夜間の勤務や休日の現場立会い等ございまして、年間約260時間の増加を見込み、60万円の補正予算の計上をさせていただきました。

合計としまして、年間480時間の110万円を補正予算の合計額とさせていただきますのであります。以上です。

議長 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 他に質疑はありませんか。

( 発言する者なし )

議長 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

( 発言する者なし )

議長 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 「討論なし」と認めます。

これから議案第76号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 起 立 全 員 )

議長 長 ( 吉 筋 恵 治 君 ) 起立全員です。

したがって、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

日程第9、「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を

議題とします。

議会運営委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布いたしました「次期議会の会期、日程等議会運営に関する事項等」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

( 「異議なし」と言う者多数 )

議 長

( 吉 筋 恵 治 君 ) 「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年11月森町議会臨時会を閉会します。

( 午前11時16分 閉会 )

以上のとおり会議次第を記録し、ここに署名します。

令和5年11月29日

森町議会議長

会議録署名議員

同 上